

令和 8 年度
第 2 回イノシシ管理検討協議会

日 時 令和 8 年 9 月 17 日（木） 10：00～12：00

場 所 プラザおでって 大会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

（1）令和 7 年度イノシシ管理対策の実施状況について【報告】

（2）令和 7 年度捕獲等事業評価シートについて【協議】

（3）第 4 次イノシシ管理計画の素案について【協議】

（4）その他

4 閉 会

令和8年度第2回イノシシ管理検討協議会 出席者名簿

区分	所 属	職 名	氏 名	出欠	備考
学識 経験者	国 立 大 学 法 人 岩 手 大 学	名 誉 教 授	青 井 俊 樹	出	
	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 動物行動管理研究領域 鳥獣害対策グループ	主 任 研 究 員	堂 山 宗一郎	出	
	合 同 会 社 東 北 野 生 動 物 保 護 管 理 セ ン タ ー	代 表	宇 野 壮 春	出	
関係 団体	公 益 社 団 法 人 岩 手 県 猟 友 会	会 長	皆 川 金 哉	出	随 行：事 務 局 長 熊 谷 郁 夫
	岩 手 県 鳥 獣 保 護 巡 視 員 協 議 会	会 長	佐 々 木 實 行	出	
	全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 岩 手 県 本 部 営 農 支 援 部	営 農 技 術 課 長	佐 々 木 歩	出	
行政機関	岩 手 県 農 林 水 産 部 課 農 業 振 興	担 い 手 対 策 課 長	櫻 田 学	出	
	一 関 市 農 林 部 課 林 政 市 推 進	課 長	中 舘 千 里	出	W E B
	雫 石 町 課 農 林	課 長	相 澤 幸 司	欠	
	久 慈 市 産 業 経 済 部 課 林 業 水 産	課 長	佐 々 木 秀 博	出	W E B
イノシシ管理検討協議会構成員合計10名（9名出席、1名欠席）					
事務局	岩 手 県 農 林 水 産 部 農 業 振 興 課	特 命 課 長 （鳥獣被害対策）	村 田 就 治		
	岩 手 県 環 境 保 健 研 究 セ ン タ ー	主 査 専 門 研 究 員	鞍 懸 重 和		W E B
	岩 手 県 環 境 生 活 部 自 然 保 護 課	総 括 課 長	引 屋 敷 努		
		特 命 課 長 （野生動物管理）	小 澤 豊 和		
		主 査	佐 々 田 丈 瑠		
		主 任	佐 々 木 俊		
		技 師	村 居 勇 佑		
		主 事	古 川 健		
		主 事	駒 井 千 輝		
オブザー バー	盛 岡 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部	技 師	多 田 福 望		
	県 南 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部	技 師	山 本 悠 太		
	県 南 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 花 巻 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー	主 任	菊 池 一 馬		W E B
	県 南 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 一 関 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー	技 師	吉 田 野 乃 花		欠 席
	沿 岸 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部	技 師	高 橋 純 平		欠 席
	沿 岸 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 宮 古 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー	主 査	澤 口 幸 司		
	沿 岸 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 大 船 渡 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー	技 師	多 田 圭 佑		W E B
	県 北 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部	技 師	吉 水 祐 太		
	県 北 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 二 戸 保 健 福 祉 セ ン タ ー	主 任	乾 朋 樹		

第 3 次イノシシ管理検討協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 本県に生息するイノシシの管理及び農林作物被害の防止等について、具体的な対策を検討し、適正な管理を推進するため、「イノシシ管理検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 協議会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関する事
- (2) 個体数管理に関する事
- (3) 生息環境管理に関する事
- (4) 被害防除対策に関する事
- (5) モニタリング等の調査研究に関する事
- (6) その他イノシシの管理に関する事

(組織)

第 3 協議会は、学識経験者、関係団体及び行政機関等のうち、環境生活部長が協議会の運営に必要と認め就任を依頼し、これを承諾した者（以下「構成員」という。）により構成する。

2 協議会に会長を置き、会長は構成員が互選する。

3 会長は会務を総括する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、構成員のうちから予め会長が指名する構成員が、その職務を代行する。

5 協議会の検討事項を専門的に検討するため、必要に応じて協議会に構成員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第 4 構成員の任期は構成員が就任依頼を承諾した日から、第 3 次イノシシ管理計画の期間が満了する日までとする。

(会議)

第 5 協議会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

2 環境生活部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる

(庶務)

第 6 協議会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第 7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 5 月 23 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 7 月 28 日から施行する。

令和7年度のイノシシ管理対策の実施状況について

1 個体数管理

(1) 捕獲頭数

第3次イノシシ管理計画（R4～R8）に基づき、生息域拡大の抑制及び農林業被害等の抑制を図ることを目的として、市町村による有害捕獲、県と猟友会による指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲、狩猟による捕獲を推進した結果、令和7年度の捕獲頭数は、3,072頭の捕獲実績となった。（資料1-1、1-2、1-3、1-4、1-5参照）

令和6年度以降、全ての市町村で捕獲されており、県内におけるイノシシの分布が広がっていることが考えられる。

岩手県全域のイノシシの捕獲頭数（単位：頭）

捕獲区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有害捕獲	42	43	100	145	422	624	746	805	1,066	1,754
指定管理	27	24	133	190	213	271	193	736	493	1,086
狩猟	25	13	10	11	27	50	40	46	37	147
広域捕獲	—	—	—	—	—	—	—	27	20	85
計	94	80	243	346	662	945	979	1,614	1,616	3,072

市町村別のイノシシの捕獲頭数（単位：頭）

振興局	市町村									合計
盛岡広域	盛岡市	八幡平市	雫石町	葛巻町	岩手町	滝沢市	紫波町	矢巾町		626
	98	114	185	64	76	40	33	16		
県南広域	奥州市	金ヶ崎町	花巻市	遠野市	北上市	西和賀町	一関市	平泉町		1,656
	503	17	191	123	40	12	629	141		
沿岸広域	大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市	大槌町	宮古市	山田町	岩泉町	田野畑村	402
	53	34	22	49	9	103	48	73	11	
県北広域	久慈市	普代村	野田村	洋野町	二戸市	軽米町	九戸村	一戸町		388
	78	17	14	100	101	19	6	53		
										3,072

(参考) イノシシの捕獲実績のある市町村推移（単位：市町村数）

振興局	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
盛岡広域	0	0	1	1	3	4	7	8	8	8	8	8
			雫石町	雫石町	雫石町 盛岡市 紫波町	雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町	雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市	雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市 矢巾町	雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市 矢巾町	雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市 矢巾町	雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市 矢巾町	雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市 矢巾町
県南広域	1	3	6	4	6	6	8	8	8	8	8	8
	一関市	一関市 奥州市 北上市	一関市 奥州市 北上市 花巻市 西和賀町 平泉町	一関市 奥州市 北上市 平泉町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 西和賀町 平泉町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町
沿岸広域	0	0	1	3	3	5	7	8	9	9	9	9
			陸前高田市	陸前高田市 山田町 住田町	陸前高田市 住田町 釜石市 宮古市 大船渡市	陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村	陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村 釜石市	陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村 釜石市 山田町	陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村 釜石市 山田町	陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村 釜石市 山田町	陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村 釜石市 山田町	陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村 釜石市 山田町
県北広域	0	0	0	0	1	3	5	4	6	7	8	8
					洋野町	洋野町 久慈市 軽米町 二戸市 一戸町	洋野町 久慈市 軽米町 二戸市 一戸町	洋野町 久慈市 軽米町 二戸市 一戸町 普代村 軽米町	洋野町 久慈市 二戸市 一戸町 普代村 軽米町 九戸	洋野町 久慈市 二戸市 一戸町 普代村 軽米町 九戸村 野田村	洋野町 久慈市 二戸市 一戸町 普代村 軽米町 九戸村 野田村	洋野町 久慈市 二戸市 一戸町 普代村 軽米町 九戸村 野田村
合計	1	3	8	8	13	18	27	28	31	32	33	33

(2) 狩猟による捕獲の促進

① 狩猟規制の緩和

平成 29 年から狩猟による捕獲の促進のため、県独自に狩猟期間を延長（約 2 か月）して捕獲の促進を図っている。

これにより、令和 7 年度の狩猟による捕獲 147 頭のうち、69 頭が延長期間内に捕獲されている。

イノシシ管理計画による狩猟規制の緩和内容

項 目	第 1 次計画 (H28. 10策定)	第 2 次計画 (H29. 3策定)	第 3 次計画 (R4. 3策定)
狩猟期間	全県下 11月15日～2月15日	全県下 11月1日～3月末日	全県下 同左

通常：11月15日～2月15日

② 鳥獣保護区等の見直し

令和 7 年度は、鳥獣保護区 7 箇所について、現地状況に応じて一部区域の見直しを行った。

鳥獣保護区指定件数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数 (件)	129	129	129	129	129	129	129
面積 (ha)	127, 973	127, 973	127, 973	127, 992	127, 897	127, 829	127, 864

(参考) 休猟区指定件数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数 (件)	0	0	0	0	0	0	0
面積 (ha)	0	0	0	0	0	0	0

(3) 有害捕獲の実施

① 有害捕獲頭数

鳥獣被害防止総合対策交付金等（農林水産省）を活用し、全市町村で有害捕獲に取り組み、捕獲実績があったのは 32 市町村で、捕獲頭数の合計は 1, 754 頭であった。

② 有害捕獲関連対策

農業被害軽減及び被害発生地の拡大防止のため、各市町村において有害捕獲の実施のほか、次の取り組みを行った。

- ア くくりわなの購入
- イ はこわなの購入
- ウ 電気止めさし機の購入
- エ I C T機材等の活用
- オ 猟銃購入に係る補助 など

③ 有害捕獲許可の権限移譲

イノシシの有害捕獲許可事務の迅速な対応により住民サービスの向上を図るため、平成 28 年から全市町村への有害捕獲許可の権限移譲を行っている。

④ 県による広域捕獲活動の実施

市町村が実施する緊急捕獲のみでは被害防止の対策が困難となっているエリアを対象として、ニホンジカ及びイノシシの広域捕獲活動を実施した。

ア 実施主体：岩手県

イ 捕獲時期：令和7年8～10月（久慈地域）、令和7年9～10月（大船渡市）
令和7年10月（陸前高田市）、令和8年1～2月（遠野市）

ウ 実施区域：久慈地域（久慈市、洋野町、野田村、普代村）、大船渡市、陸前高田市、遠野市

エ 捕獲実績：ニホンジカ 1,173 頭、イノシシ 85 頭

オ 実施方法：認定鳥獣捕獲等事業者（岩手県猟友会）に委託

（４）指定管理鳥獣捕獲の実施

鳥獣保護管理法に規定する「指定管理鳥獣捕獲等事業」（国庫、環境省）を活用し、県内全域において捕獲を行った。

① 実施主体：岩手県

② 捕獲時期：令和7年11月～令和8年2月

※降雪量の増大等による捕獲数の増加を踏まえ、1月25日で当該事業を終了した。

③ 実施区域：岩手県内全域

④ 捕獲実績：1,086 頭

⑤ 実施方法：認定鳥獣捕獲等事業者（岩手県猟友会）に委託

（５）捕獲技術研修会の開催

県内狩猟者の捕獲技術等の向上を目的として、例年、イノシシ捕獲技術研修会を開催しており、令和7年度は、令和7年度は第1回を9月6日（土）に久慈市で、第2回を9月20日（土）に平泉町で開催し、延べ65人の市町村職員や狩猟者が参加した。

また、イノシシの生態やわなの設置方法等を記載している「イノシシわな捕獲マニュアル（岩手県版）」を市町村や狩猟者などの関係者に配布し、捕獲技術の普及等に取り組んだ。

（６）捕獲の担い手の確保・育成

① 狩猟免許試験の開催

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験を3回実施しており、令和7年度の新規免許取得者は、586人であった。

狩猟免許試験実施状況

開催回数	開催地	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	前年度 合格者数 (人)	前年度 合格率 (%)
3回	宮古市(7/13)	96	87	90.6	418	95.4
	滝沢市(8/24)	190	177	93.1		
	滝沢市(12/7)	339	322	94.9		
	計	625	586	93.7		

② 狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟免許試験受験者の合格率の向上を図ることを目的に、狩猟免許試験予備講習会（受講料無料）を公益社団法人岩手県猟友会への委託により、狩猟免許試験の概ね2週間前に試験と同じ会場で計3回実施した。

③ 捕獲の担い手確保対策

捕獲の担い手を確保するため、各市町村において、狩猟免許取得者への手数料の補助等を実施した。

④ 鳥獣被害対策実施隊の設置推進

有害捕獲等の担い手確保に向けて、市町村の被害防止計画に基づく捕獲等鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推進しており、県内の全市町村（33市町村）で設置している。

また、交付金を活用して隊員の確保やOJT研修を実施する等の人材育成を行っている。

（7）豚熱対応

① 県内における野生イノシシ検査（畜産課）

県では、野生イノシシの感染状況を把握するため、平成30年9月以降、死亡野生イノシシの豚熱検査を実施するとともに、令和2年11月以降からは、捕獲野生イノシシの豚熱検査にも取り組んでおり、令和4年4月25日に一関市の野生イノシシから初めて感染が確認されて以降、令和8年3月5日までに259頭の感染が確認されている。

② 養豚豚への豚熱ワクチン接種の実施（畜産課）

令和3年6月に、隣県の宮城県において豚熱陽性の野生イノシシが確認されたことを受け、農林水産省からワクチン接種推奨地域に設定され、同年7月から飼養豚への豚熱ワクチン接種を開始し、これまで計画的に接種を継続実施している。

③ 野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの散布の実施（畜産課）

県では、豚熱ウイルスが野生イノシシを介して養豚農場に侵入するリスクを低減させるため、県内市町村、県猟友会及び畜産関係団体と連携のもと、令和4年10月3日に「岩手県豚熱対策協議会」を設立し、野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの散布を実施している。

【令和7年度の実施概要】

散布地域：33市町村

散布地点：上記市町の野生イノシシが生息する山林等 389地点

散布期間：前期（令和7年5月～6月）、後期（令和7年9月～10月）

各期2回散布（1地点1回あたり20個散布、同一地点に2回散布）

④ 野生イノシシの豚熱感染確認区域（畜産課）

野生イノシシにおいて、豚熱の感染確認区域を設定し、感染が確認された地点から、半径10キロメートル圏内にかかる岩手県ハンターマップのメッシュ区画に含まれる区域を感染確認区域としており、令和3年12月10日に作成した「豚熱・アフリカ豚熱対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（岩手版）」により、感染拡大防止対策に取り組んでいる。

岩手県内野生イノシシの豚熱検査成績（令和8年3月5日現在）

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計
捕獲 イノシシ	陽性	0	0	0	90	40	71	35	236
	陰性	0	134	395	317	483	430	566	2,325
死亡 イノシシ	陽性	0	0	0	6	3	9	5	23
	陰性	1	2	4	10	6	3	11	37
検査頭数合計		1	136	399	423	532	513	617	2,621

2 被害防止対策

(1) 農作物被害額の推移

イノシシによる農作物被害はここ数年増加傾向にあった。令和7年度の被害額は速報値で64,172千円と、令和6年度と比較すると18,261千円増加している。

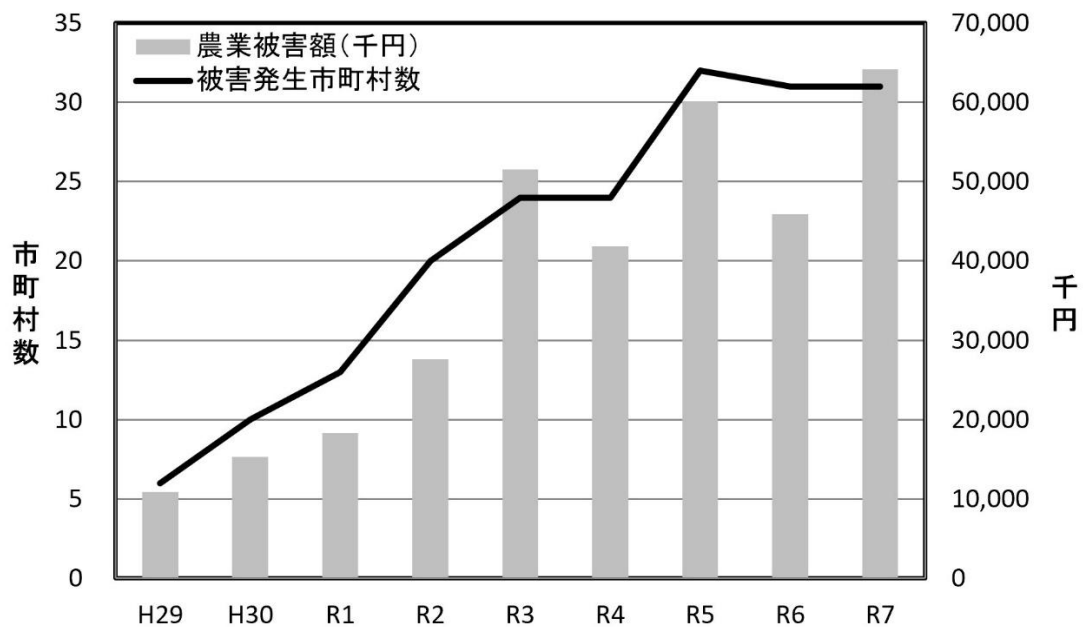
いも類及び野菜類の被害が減少した一方、水稻や果樹、飼料作物で大きく増加した。

生息頭数の増加や生息域の拡大に、侵入防止柵の設置が間に合っていないことが、被害増加につながっている可能性がある。

<農作物被害額の推移>

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	前年比
被害発生市町村数	6	10	13	20	24	24	32	31	31	±0
農作物被害額(千円)	10,895	15,299	18,300	27,623	51,524	40,685	60,108	45,911	64,172	+18,261

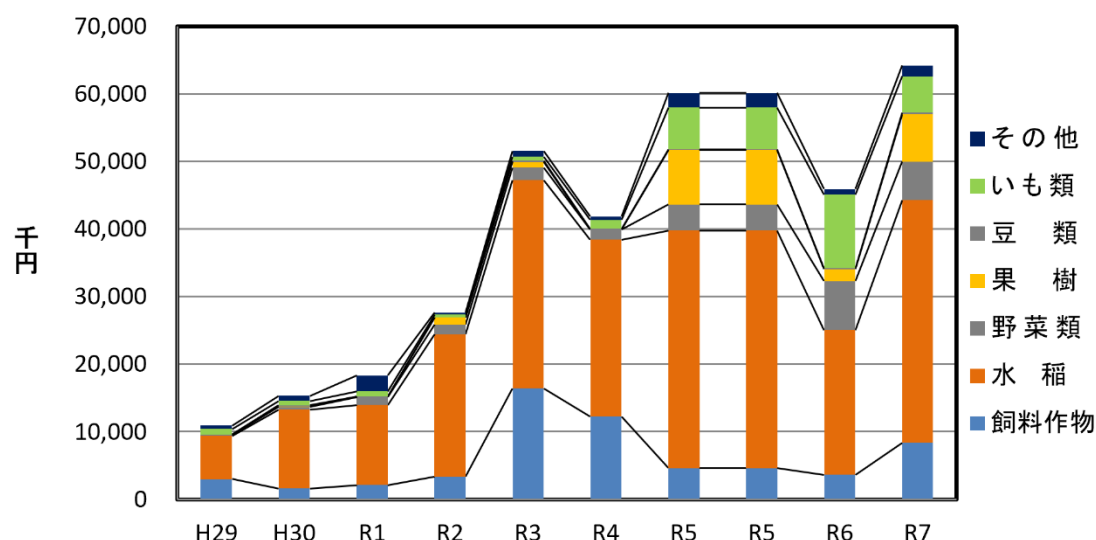
※前年比被害額について、端数処理による差額あり。



<作物別の農作物被害額の推移>

(単位:千円)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	前年比
飼料作物	3,013	1,593	2,117	3,345	16,426	12,257	4,585	3,631	8,385	+4,753
水稻	6,373	11,670	11,850	21,070	30,795	25,304	35,176	21,396	35,857	+14,461
野菜類	151	386	1,175	1,425	1,877	1,369	3,864	7,251	5,726	-1,524
果樹	30	86	48	1,077	799	1	8,083	1,798	6,967	+5,169
豆類	42	182	23	21	187	219	86	117	259	+142
いも類	777	635	764	377	611	994	6,156	10,916	5,375	-5,541
その他	509	747	2,323	308	828	542	2,158	802	1,603	+801
計	10,895	15,299	18,300	27,623	51,524	40,685	60,108	45,911	64,172	+18,261



(2) 被害防止体制の整備のための被害防止計画作成及び鳥獣被害対策実施隊設置状況について

被害防止実施計画は、全ての市町村において作成されており、対象鳥獣や捕獲目標数等を3か年で更新している。

また、鳥獣被害対策実施隊は、県内の全市町村（33市町村）で設置している。

(3) 被害防止対策実施体制について

- これまで以上に市町村等と連携した対策を講じていくため、県内の関係者で組織する「岩手県鳥獣被害防止対策会議」を中心に、侵入防止柵の効果的な設置などへの助言を行うアドバイザー派遣や、県内10地域に設置した現地対策チームによるICTを活用した捕獲技術等、地域の関係者が連携した効果的な被害防止対策技術の実証などを行った。
- 被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するため、広域振興局及の単位で連絡会等を設置し、被害対策に関する情報共有を図った。
- 市町村においては、特措法第4条の2に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための捕獲及び防止を実施した。

被害防止対策実施体制

組織名称等	所管	実施内容
岩手県鳥獣被害防止対策会議	県 (農林水産部、環境生活部)	【県内の関係者が連携】 ・関係者の情報共有及び研修会の開催、被害防止対策の取組内容の検討
地域鳥獣被害防止対策連絡会	県 (広域振興局)	【広域振興局管内の関係者が連携】 ・関係者の情報共有及び研修会の開催等による被害対策意識の啓発
現地対策チーム	県（広域振興局、農林振興センター）	【振興局・農林振興センター管内の関係者が連携】 ・関係者の情報共有及び研修会の開催、被害防止対策技術の実証
地域協議会	市町村	【市町村被害防止計画に基づき、被害防止対策を実施】 ・有害捕獲、電気柵の設置、被害防止活動の取組の推進

(4) 被害防止のための対策会議、研修会の実施

ア 岩手県鳥獣被害防止対策推進会議（被害状況や取組の共有）

⇒ 2回/年（6月、1月）

イ 地域鳥獣被害防止対策連絡会（広域局（4地域）の被害状況や取組の共有）

⇒ 4地域×1回程度（R6.11～R7.2） 計3回

(5) 農業被害防止対策実施状況

鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した被害防止対策を各市町村において実施した。

- ① 侵入防止柵の設置：令和7年度は11市町村で設置（約64km）、累計21市町村
- ② 研修会の開催や追い払い活動等の実施：23市町村

侵入防止柵の設置状況（農業振興課調べ）									※シカとの合算	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計
設置距離（km）	113	101	106	73	91	118	101	65	64	1,479

3 モニタリング調査

科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、捕獲及び農業被害状況について情報を収集するとともに生息状況調査等のモニタリング調査を継続的に実施した。概要は次のとおり。

(1) 捕獲情報の収集

狩猟、有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲について捕獲報告票等から頭数、場所、性別及び猟具の種類等の基礎データを収集した。

(2) 農業被害の収集

市町村を經由して農作物等被害について情報収集した。

(3) 生息状況調査

令和4年度及び令和5年度においてはGPS調査を行い、イノシシの活動時間の分析を実施し、被害対策及び捕獲効率の向上を図ったところ。

令和6年度及び令和7年度においては、県内のイノシシの生息状況を把握するため、センサーカメラを用いた調査を実施した。

【調査結果の概要（詳細は、別添報告書に記載）】

令和6年度は一関市の2地点に、令和7年度は一関市及び雫石町に1地点ずつ計2地点にセンサーカメラを設置し生息密度推定を行い、その結果と県内の捕獲数や目撃効率、過去に実施した痕跡調査の結果を組み合わせることで、県内全域の生息密度分布を推定した。（図3）

その結果、令和6年度時点での県内の個体数の総和は、中央値値6,223頭（95%信頼区間3,503～12,630頭）と推定された。

4 その他管理のために必要な事項

(1) 地域住民等への普及啓発

地域連絡会や現地対策チームが開催する研修会等により、イノシシの生態や被害防止対策、捕獲方法の理解を深めるなど、鳥獣被害対策に関する地域住民の意識啓発を図った。

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者研修

捕獲に従事する方が方法や制度の趣旨を理解し安全に捕獲を行えるよう、認定鳥獣捕獲等事業の従事者を対象とした研修会において、鳥獣保護管理法をはじめとする関係法令及び認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要等に関して説明を行った。令和7年度は捕獲時の事故は発生していない。

捕獲等事業評価シート

(岩手県環境生活部自然保護課)

評価シート（イノシシ）

STEP 1 予定通りの作業ができたか、効率的な捕獲ができたか評価する。

■ 事業概要

事業実施地域	県内全域
事業主体	岩手県環境生活部自然保護課
事業実施期間	令和7年9月25日～令和8年3月18日
捕獲手法	銃及びわな
事業メニュー	②捕獲等メニュー
事業費	15,673,487円（※）

（※）捕獲コスト把握のため本事業地にかかる事業費のみ記載

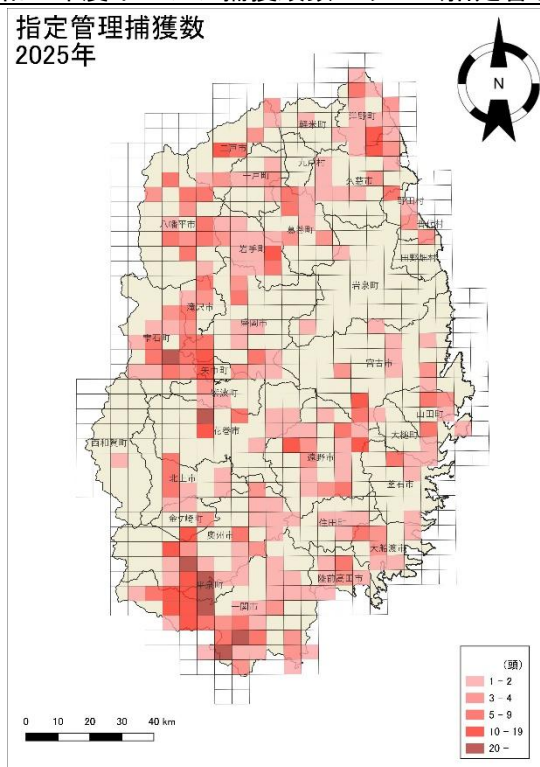
■ 事業の評価

評価項目	当初予定	実績	評価
捕獲目標	【事業計画】 800頭 【参考：昨年度実績】 493頭	1,086頭 くくりわな：376頭 箱わな：99頭 銃猟：611頭	捕獲目標の達成率は136%であった。
捕獲作業量	【昨年度実績】 わな：6,157基日 銃猟：延べ926人	わな：17,260基日 銃猟：延べ1,495人	昨年度を上回る努力量となった。
効率的な捕獲	【昨年度実績】 わな：0.028頭/基日 銃猟：0.34頭/人日	わな：0.028頭/基日 銃猟：0.408頭/人日	昨年度と比較し、わなは同じ、銃猟は僅かながらも向上した。
事業に要した人員数	【事業計画】 1,000人日 【参考：昨年度実績】 1,370人日	2,612人日	計画以上の人員を投じて作業を実施した。従事者1人当たりの捕獲数は0.416頭。
安全管理体制	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画として提出	提出した計画に沿って作業を行った。人身事故やその他の事故は発生しなかった。	安全に予定通りの計画で事業は遂行された。
捕獲個体の処分方法	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載したとおり、埋設又は搬出し焼却処分、自家消費。なお、全頭検査が可能な食肉処理加工施設へ搬入する場合は、利活用も可能とする。	提出した計画に沿って作業を行った。獣による掘り起こし等は発生しなかった。	予定通りの計画で事業は遂行された。
環境への影響への配慮	・可能な限り非鉛製銃弾を使用 ・錯誤捕獲防止用わなを使用	・可能な限り非鉛製銃弾を使用 ・錯誤捕獲防止用わなを使用	予定通りの計画で事業は遂行された。
捕獲個体の属性	【昨年度実績】 オス273、メス220 成獣446、幼獣47	オス574、メス512 成獣901、幼獣183 不明2	オス、メスの割合は昨年度とほぼ同じ比率であった。

■ 添付図面（5 k mメッシュ地図）

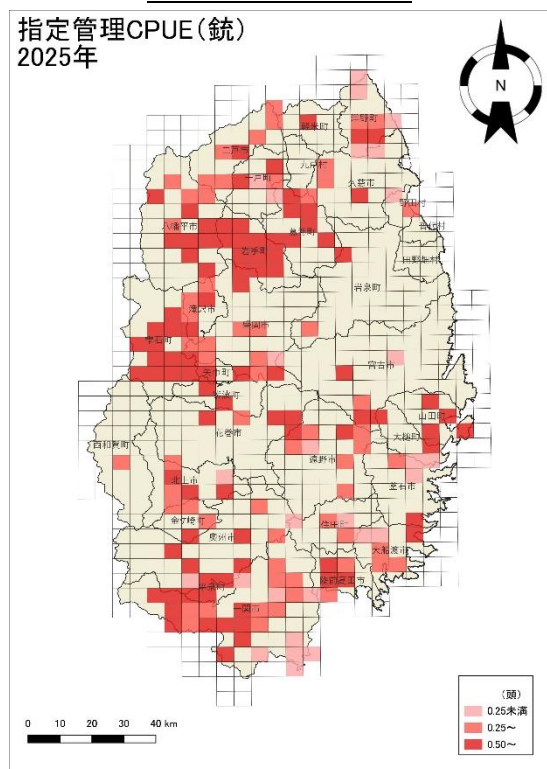
<令和7年度イノシシ捕獲頭数マップ（指定管理）>

指定管理捕獲数
2025年



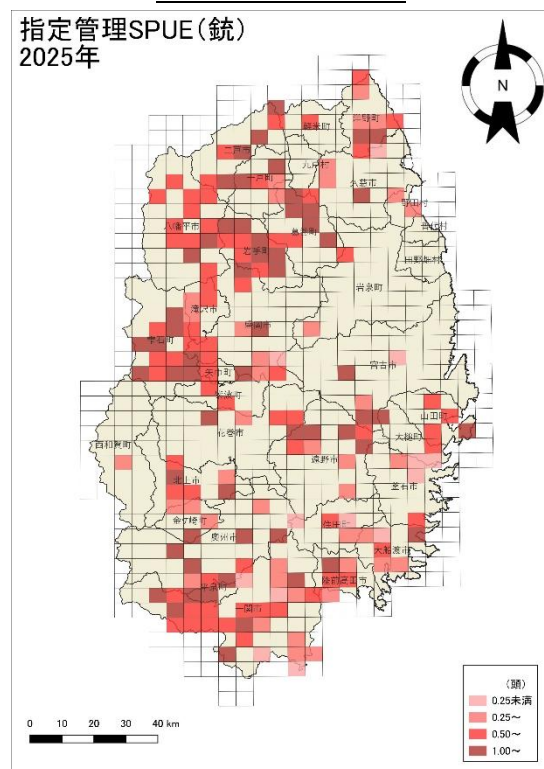
<CPUE：捕獲効率>

指定管理CPUE（銃）
2025年



<SPUE：目撃効率>

指定管理SPUE（銃）
2025年



※CPUE＝捕獲数／のべ人日数

※SPUE＝目撃数／のべ人日数

※「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）

（<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-2018.html>）を加工して作成

STEP 2 捕獲によって出沒（密度）や被害が減少したかを検証する。

事業実施地域

県内全域

出沒（密度）

評価項目	モニタリング項目・方法・情報
事業実施前もしくは事業開始時・前半	令和6年度指定管理捕獲等事業における銃猟に基づく SPUE は 0.65 頭/人日
事業実施後もしくは事業終盤・後半	令和7年度指定管理捕獲等事業における銃猟に基づく SPUE は 0.77 頭/人日
評価	銃 SPUE 上は生息密度が増加しているように見受けられる。 本書銃 SPUE は捕獲日のみのデータに基づいており、捕獲のない日のデータが反映されていないため、銃 SPUE のみをもって判断することは難しいものの、令和6年度は初めて県内の全市町村数でイノシシが捕獲された（狩猟及び有害捕獲を含む）ことや、捕獲頭数が年々増加していることから、生息密度は増加傾向にある可能性がある。

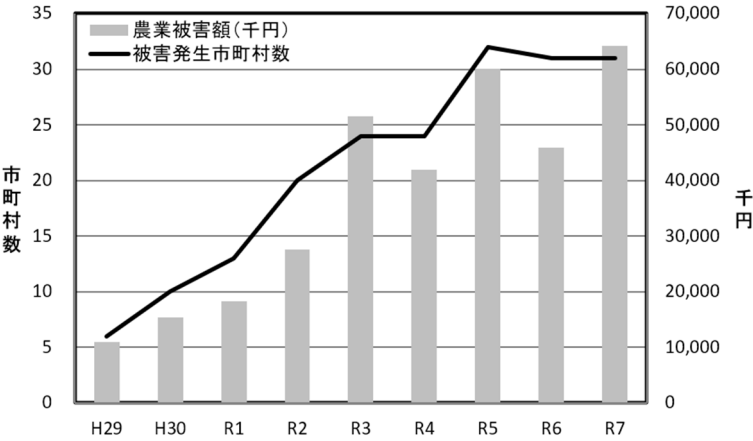
被害

評価項目	モニタリング項目・方法
事業実施前もしくは開始時・前半	農業被害額の把握はしているものの、指定管理捕獲による効果検証のための被害調査はこれまで行っていない。 なお、令和6年度の農業被害額は約 4,600 万円であった。
事業実施後もしくは事業終盤・後半	同上 なお、令和7年度の農業被害額は約 6,400 万円であった。
評価	農業被害額としては前年度から約 1,800 万円増加した。 捕獲頭数及び防護柵の設置（総延長）は年々増加している一方、農業被害額は増加傾向にある。 イノシシの自然増加数に捕獲や被害防止対策が追いついていないことが要因であると考えられる。

添付図面

- 農作物被害額の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	前年比
被害発生市町村数	10	13	20	24	24	32	31	31	±0
農作物被害額（千円）	15,299	18,300	27,623	51,524	40,685	60,108	45,911	64,172	+18,261



STEP 3 評価の結果を踏まえて、次年度事業の捕獲位置・時期・手法・従事者等の見直しを行う。

■ 捕獲等事業に関する評価及び改善点（STEP 1・2の検証を踏まえて記載する。）

1. 捕獲に関する評価及び改善点※	
【目標設定】	評価：目標 800 頭に対して 1,086 頭を捕獲し、目標達成率は 136%、前年度比では 220%（593 頭増）となった。 目標以上であったこと及び捕獲数が増加した背景として、個体数が増加していることに加え、昨年度に比べ積雪が多く、イノシシが麓に降りてきたため、捕獲の機会が得やすかったと思われる。 改善点：特になし
【実施期間】	評価：3 月から 10 月に実施する有害捕獲との調整を図り、本事業の捕獲を 11 月から 2 月に実施した。 実施期間を棲み分けることにより、効率的に事業が実施できていることから、引き続き、従来の方針により実施していく。 改善点：特になし。
【実施位置】	評価：県内全域で出没が確認され、捕獲実績もあることから、実施区域を県全域としたことは妥当と考えられる。 改善点：捕獲圧の強化のため、県全域における捕獲を継続していく。
【捕獲手法】	評価：有害捕獲はわなによる捕獲が多く、積雪期に実施する指定管理鳥獣捕獲等事業については銃猟による捕獲が多くなっている。 改善点：捕獲技術研修会の開催等により、引き続き、実施時期や環境状況に応じた猟具を選択することで効率的な捕獲の促進を図る。
【捕獲コスト】	評価：捕獲単価は令和 6 年度 19,407 円/頭、令和 7 年度 19,522 円/頭となっており、115 円の増となっている。単価が上昇した要因としては、人件費及び部材費のコストが上昇していることが理由と考えられる。 改善点：特になし
2. 体制整備に関する評価及び改善点	
【実施体制】	評価：事故防止のため捕獲作業は 2 名以上で実施し、安全に配慮した体制で実施した。これにより、事故は発生していない。 改善点：引き続き、安全管理規定の順守を徹底するとともに、適切な実施体制に努めるよう指導する。
【個体処分】	評価：捕獲個体は自家消費または適切に埋設等を行った。 改善点：引き続き、適切な個体処分を行うよう指導する。
【環境配慮】	評価：可能な限り非鉛製銃弾や錯誤捕獲防止用わなを使用した。 改善点：引き続き、環境配慮に努めた事業実施を指導する。
【安全管理】	評価：実施計画及び安全管理規定に基づき、事故防止の徹底を図った結果、人身事故等の重大事故の発生はなかった。 改善点：引き続き、安全管理規定の遵守を指導する。
3. その他の事項に関する評価及び改善点	
出没（密度）の評価に用いている銃 SPUE について、現状は捕獲のあった日のデータしか反映出来ていないため、実態と乖離している可能性がある。 今後、出猟したものの捕獲できなかった日のデータも反映させ、より正確なモニタリングを行える体制を模索していく。	

4. 全体評価

令和7年度においては、目標及び前年度実績を大きく上回る捕獲実績となったが、これは生息頭数の増加を反映したものである可能性が高い。

農作物被害も増加傾向にあることから、より一層の捕獲圧が求められるが、単純に捕獲頭数を増やすだけでなく、効率的な捕獲も実施していく必要がある。

そのためにも、密度分布を把握するためのモニタリング調査を並行して進め、重点的に捕獲する地域を設定できる体制整備を今後の目標とする。

■ 特定鳥獣保護・管理計画の目標に対する、本事業の寄与状況について

	モニタリング項目・方法
特定鳥獣保護・管理計画の目標	第二種特定鳥獣管理計画では、全県で積極的に捕獲を推進することを目標としており、令和7年度は有害捕獲や狩猟捕獲等も合わせると過去最多の約3,000頭を捕獲した。
寄与状況の評価	令和7年度の捕獲数約3,000頭のうち、有害捕獲と指定管理捕獲が大半を占めている。 本事業捕獲 1,086 頭 有害捕獲 1,754 頭 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数は有害捕獲に次ぐ規模であり、また、実施時期についても有害捕獲（3月～10月）と本事業（11月～2月）は棲み分けており、年度を通して捕獲圧を継続するうえで欠かせないものと評価する。